

京都市告示第 46 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市生涯学習振興財団	京都市学校歴史博物館の観覧料の徴収	平成 21 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

(学校歴史博物館事業課)